

お知らせ information

軽自動車税・自動車税は5月31日^①までにお早めに納入を！

軽自動車税・自動車税は毎年4月1日現在でバイク、軽自動車・自動車などを所有している方に課税されます。

納期限後30日以内であれば、コンビニエンスストアでも納めることができます（一部取り扱っていない店舗もあります。自動車税は納期限後コンビニエンスストアでは納付できません）。また自動車税のみインターネットを利用したクレジット納付も可能です。

5月上旬に自動車税、中旬に軽自動車税の納税通知書をお送りしますので、転居などにより届かない場合はお問い合わせください。

○減免制度について

一定の要件に該当する障がいのある方のために使用される軽自動車ならびに自動車については、納税義務者の申請により軽自動車税または自動車税が減免される制度がありますので、5月31日までに申請してください。（自動車税については、4月1日から申請を受け付けています）。

○軽自動車税を所有している方で5月31日または6月上旬に車検がある方へ

現金で軽自動車税を納める方は納付書の右端が納税証明書になります。口座振替の方の納税証明書は、金融機関から役場に口座振替済みのデータが届くまで4営業日ほどかかる関係上、6月10日頃発送することになります。口座振替の方で今年の納税証明書がすぐに必要な方は、口座引落されることがわかるように記載した通帳を税務課窓口で提示していただければ納税証明書を発行しますのでご理解をお願いします。

なお昨年の納税証明書は5月30日まで有効です。

（軽自動車税について）

税務課

☎ 72-6932

（自動車税について）

福島県中地方振興局

税務課第二課

☎ 024-935-1261

平成31年度課税証明書・所得証明書は5月中旬から順次発行可能です

平成30年中の所得情報を反映する平成31年度課税証明書・所得証明書は、給与から町県民税を天引きして納付している方は5月中旬に発行可能です。またそれ以外の納付方法の方は、6月中旬から発行可能となります。

それまでは平成30年度（平成29年中の所得を反映した）の（最新）の証明書となります。

お子さんの進学や進級などで最新の証明書が必要になる場合には、ご確認ください。

税務課

☎ 72-6932

井戸の掘削・水質検査にかかる費用を助成します。小野町
飲用水確保対策事業補助金

町では、安全で安心な生活

用水の安定的な確保ができるよう、個人または共同で新設する井戸の掘削等ならびに井戸水などの水質検査にかかる費用を助成します。

◎井戸掘削等費用の助成
（対象施設）

- ・居住の用に供する住宅に飲用水を供給する井戸（店舗、事業所、共同住宅は対象外）

（対象費用）

- ・井戸ボーリング工事費・取水管工事費・ポンプ設置工事費・浄水器設置工事費ほか（総額10万円以上の場合を対象）

（対象者）

- ・町に居住している方または居住しようとする方
- ・上水道給水区域外であること。ただし給水区域内で配水管の布設が著しく困難な場合は交付対象とします

- ・使用する方において町税などの滞納がないこと

（補助金の額および回数）

- ・補助金額…
- ・対象費用の3分の1以内
- ・上限／30万円
- ・補助回数…1回限り

◎水質検査費用の助成
（対象費用）

- ・飲用水として使用する水源の水質検査費
- ・主な検査項目（一般細菌・大腸菌・PH・臭気・色度・濁度など）

（対象者）

- ・町に居住している方または居住しようとする方
- ・使用する方において町税などの滞納がないこと

（補助金の額および回数）

- ・補助金額…
- ・対象経費の2分の1以内
- ・上限／3千円
- ・補助回数…1年に1回

詳しくは、お問い合わせください。

地域整備課

☎ 72-6936